



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

第16回定時総会・適格消費者団体認定10周年記念行事のご案内

No.37
2018.5.1
発行

第16回定時総会・適格消費者団体認定10周年記念行事を下記の通り開催します。

今回の記念行事には、適格消費者団体認定時の担当大臣、岸田文雄衆議院議員にご参加いただき、ご講演を頂くようになっております。また、特殊詐欺被害の実態を「芝居」と「紙芝居」で「あんしん」を伝える活動をされている「なかやま口伝の会」の皆様に紙芝居の上演をしていただきます。

会員の皆様には、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

■日時：2018年6月9日（土）13:30～16:00

■場所：広島弁護士会館 2階大会議室(RCC中国放送前)

(広島市中区上八丁堀2-73 TEL:082-228-0230)

◇記念行事 13:30～15:00

- ①「消費者行政の拡充と消費者ネット広島に期待すること」
衆議院議員 岸田文雄 氏
(適格消費者団体認定時 担当大臣)
- ②「適格消費者団体認定10年の歩み」
消費者ネット広島 副理事長 木村豊
- ③「特殊詐欺被害実態の紙芝居」
なかやま口伝の会の皆様



(2008.1.29 認定式)

◇休憩 15:00～15:10

◇総会 15:10～16:00

- 議事 第1号議案 2017年度事業報告ならびに活動決算承認の件
第2号議案 2018年度事業計画ならびに活動予算決定の件
第3号議案 定款変更の件



(なかやま口伝の会)

※参加申込等、詳しくは「第16回定時総会開催案内」を5月中旬に送付します。

役員リレーエッセイ

差止請求権という「宝」 ～適格消費者団体10周年に思うこと～

理事 山本 一志（弁護士）



当法人が適格消費者団体に認定されて10年経過する。その間、消費者の立場に立って、事業者に対して、不当な契約の改善の申し入れをしたり、訴訟を提起して、少しでも消費者被害をなくし、また、より消費者の保護になる契約関係を目指して活動してきた。

思えば、始まりは1999年である。当時、消費者契約法が制定される前であり、同法の制定を目指して、市民ネットワークを立ち上げた。

2000年に消費者契約法が制定されてからは、適格消費者団体を目指して、2003年にNPO法人となり、2008年に当時の担当大臣の岸田文雄氏から適格消費者団体の認定証の交付を受け、名実ともに、差止め請求権という権利とそれに基づく団体訴権という権能を与えられた。

これまで力の弱い多くの消費者が事業者から押し付けられた不当な契約の犠牲とならないよう、必要な時には、当該事業者に直接申入れをしてきたが、適格消費者団体になってからは、それ以前と比べて、申入れに対する事業者の反応が格段に向上した。

まさに、差し止め請求権・団体訴権という「伝家の宝刀」の効果である。しかし、その「宝刀」は、武器であり、むやみに使えば相手の事業者に大きなダメージを与えてしまうこともある。しかし、それを使わなければ何のためにこの「宝刀」を与えられたか意味がない。

これからも、これまで同様、この「宝刀」の力を信じ、また自覚し、慎重かつ大胆に使用していかねばと思う。

適格消費者団体をまだ目指していたころ、マスコミの取材で、私が、「早く適格消費者団体として認められて、必要な場面で、与えられた権限を有効に使っていきたい。」と熱く語ったことを思い起こす。

今後も、謙虚かつ果敢にこの「宝刀」を胸に活動していきたい。せっかく与えられた「宝」の持ち腐れとならないように。

第24回適格消費者団体連絡協議会に参加しました

理事 長井 貴義（弁護士）



3月3日(土)・4日(日)、岡山市奉還町のオルガホールで開催された標記の協議会に、当ネットから吉富理事長はじめ5名で参加してきました。

この協議会は、全国各地にある、①消費者ネット広島のような適格消費者団体、②適格消費者団体からさらに進んで被害回復裁判手続を行うことのできる特定適格消費者団体、③適格消費者団体をめざす消費者団体が一堂に会する場で、今回は北は北海道から南は沖縄まで31の団体（および岡山県や消費者庁等の行政機関）から130名ほどもの人が集まりました。

初日の土曜日は、午後から全体会が開催されました。

ここでは最初に消費者庁からの報告があり、消費者団体側との活発な意見交換が行われました。

次に、差止請求訴訟の事例報告と意見交換があり、当ネットでも検討しているような「平均的損害」（消費者契約法9条1号）の考え方についての議論や、「お試し価格（実は定期購入）」の事例についても報告がありました。

また、ちょうどこの前日に消費者契約法の改正案が閣議決定されたことから、社会生活上の経験不足の不当な利用等を取り消しうる不当な勧誘行為に追加したなどという改正案の内容と、これに対し「社会生活上の経験」の要件は削除すべき（高齢者等も対象となるものを導入すべき）とか、平均的損害の推定規定を導入すべきなどといった運動の必要があるといった意見がありました。

さらに、地方消費者行政の財政問題について、国の予算が削減されたため、各都道府県議会で、国に地方消費者行政の予算措置を求めるよう意見書をあげるべきとの意見もありました。

全体会の後は、同じ会場で懇親会が開催されました。

翌日曜日の朝は、まず分科会が行われました。

これは、A 特定適格消費者団体を目指す団体会議と、B 適格消費者団体を目指す団体会議が行われました。

筆者も参加した A では、最近特定適格消費者団体の認定申請を行った埼玉消費者被害をなくす会から、申請に至る経過の報告が詳しく行われました。

また、既に認定を受けている消費者機構日本と消費者支援機構関西から現状の報告があり、特定適格消費者団体としての組織内部の整備の必要性や、被害回復手続をとるのに適当な事案がなかなかないといった報告がありました。この中で、近時問題となったコインチェックやジャパンライフのケースでもこの制度の利用は難しいと思った、との意見もありました。

分科会の後、最後に事務局会議が行われ、ここでは次回以降の運営について議論がありました。

今回のこの連絡協議会は、本年9月に広島で開催される予定となっており、それゆえに当ネットから5名で大挙押しかけたのですが、前述のとおり地方消費者行政予算の削減により、これまでこの協議会の開催にあたり都道府県から受けていた援助が受けられなくなりました。冒頭に記載したような大規模な会議ですので、開催地の負担や、参加者の交通費をすべて手弁当とするのは、資金的に厳しい各消費者団体の性質上非常に困難です。

そこで、消費者庁が援助する意向を示したものの、新年度になってから入札を行う必要があり、それから動くのでは9月に地方で開催するのは場所の確保等で困難ではないかということでした。

そのため、当初広島で予定していた9月は東京で開催することにして、次々回の来年3月広島で開催することでどうかという議論になりました。

このような経過を経て日曜日の昼に2日間の議論は終了しました。

地域見守りネットワークの形成とくらしの安心

副理事長 岡村 信秀

「適格消費者団体」として内閣総理大臣から認定を受け10年が経過した消費者ネット広島の原点は1999年に発足した「消費者契約法を考える市民ネットワーク・広島」にさかのぼる。

発足当初から良心を無くした悪質な事業者の市場からの退場と安心できる日常の消費生活をめざし地道な活動を展開してきた。とりわけ、高齢者や社会的弱者の被害が急増している昨今、サポーター養成や消費者被害未然防止のネットワークづくりなどには力を入れてきた。その考え方の根底には悪質な事業者にとって、バラバラな地域は好都合であり、人と人とのつながりと見守り体制が行き届いた地域は苦手であるという認識がある。よって、消費者は「自分も騙されるかもしれない、明日は我が身」だということを自覚し一人一人が消費者力をアップさせることと消費者力をつけた様々な団体や個人が、見守りを兼ね連携することが重要となる。すなわち「ご

近所の底力」を發揮する地域見守りネットワークの構築だ。

しかし、近年、財源不足を理由に“消費者のひろば”の中止、見守り研修の廃止、消費者相談員の削減、人口5万人以上の全市町に設置する「地域協議会」の遅れなど消費者行政の後退が気になる。

そもそも、消費者団体訴訟制度が施行されたとき、当時の福田内閣は「消費者や生活者の視点にたった消費者行政」をかかげ、国民生活センターの機能強化をはじめ消費者行政の総合的な点検をかかげた。今一度消費者政策の原点に立ち返り、限られた財源を効果的に配分するためにも、生活者視点の消費者行政の軸足をぶらさないことだ。

近年、各地で地域見守りネットワークの先駆的な実践が報告されているが、やがては全国的に住民主体の「ご近所の底力」が広がり、悪質な事業者の減少とくらしの安心が一步一步前進していくことが期待される。当ネットももうひと踏ん張り頑張らなければ。

2018年度会費納入のお願い

消費者ネット広島の活動は、会員の皆様の会費と寄付を基本財源としております。当法人の会費は「年度会費」として、毎年年度初めに皆様に納入をお願いしております。引き続き、皆様のご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<年度会費>

- ★正会員 ※総会での議決権あり
 - 個人会員 2000円
 - 団体会員 5000円
- ★賛助会員 ※総会での議決権なし
 - 個人会員 1000円
 - 団体会員 3000円

◎振り込みご希望の方◎

同封の振り込み用紙にて、最寄りの郵便局で振り込みをお願いします。

手数料は当法人が負担

情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

毎週水曜日と金曜日の14時～16時に、弁護士・司法書士等の専門相談員による消費者トラブルに関する情報受付を行っています。

(その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております)

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。

事務所はこちらです



(みはる&まもろう)

内閣総理大臣認定
適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>